

議案第15号

大野市スポーツクラブ活動育成事業補助金交付要綱及び大野市スポーツ交流大会開催事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱案

令和2年2月28日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市スポーツクラブ活動育成事業補助金交付要綱及び大野市スポーツ交流大会開催事業補助金交付要綱に終期を加えるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市スポーツクラブ活動育成事業補助金交付要綱及び大野市スポーツ交流大会開催事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日

大野市教育委員会

(大野市スポーツクラブ活動育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大野市スポーツクラブ活動育成事業補助金交付要綱(平成11年告示第75号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(大野市スポーツ交流大会開催事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大野市スポーツ交流大会開催事業補助金交付要綱(平成20年教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。